

定時制教育手当支給規則の運用について

定時制教育手当支給規則（平成 14 年大阪市規則第 50 号）の制定に伴い、定時制教育手当支給規則の運用について次のように定めたので通知する。

第 2 条 関係

1 第 2 項第 1 号中「同等以上の学力があると教育委員会が認める者」は、次の各号に掲げる学歴又は資格を有する者とする。

- (1) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者
- (2) 文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (3) 昭和 23 年文部省告示第 47 号（学校教育法施行規則第 69 条第 2 号の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定）に掲げる者

2 第 2 項第 2 号の「担当実習に関連のある実地の経験」には、その実習助手の現に従事する職務に直接関連のない職務又は業務に係るものは含まれないものとする。なお、実地の経験の年数は月計算をもって行なうものとし、同一月において期間が重複して計算される場合には、1 月として計算するものとする。

附則

この運用は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。